

## 議案第86号

### 大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第54条の2から第54条の8まで」を「第54条の6から第54条の12までに」、「第71条の2から第71条の4まで」を「第71条の3から第71条の6まで」に、「附則」を「附則並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第3号。以下「平成30年改正省令」という。）附則第3条」に改める。

第4条の見出しを「（法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者等）」に改め、同条中「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（共生型障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第4条の2 法第21条の5の17第1項第1号の条例で定める基準及び同項第2号の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準は、指定通所支援基準第54条の2から第54条の5まで及び第71条の2に定めるとおりとする。

第5条中「第21条の5の18第1項」を「第21条の5の19第1項」に、「第54条の8」を「第54条の12」に、「第71条の4」を「第71条の6」に、「に定める」を「及び平成30年改正省令附則第2条に定める」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成30年 3 月 1 日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を改めるとともに、規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（抄）

（基準該当通所支援に関する基準）

第3条 法第21条の5の4第1項第2号の条例で定める事項は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第54条の2から第54条の8まで及び第71条の2から第71条の4まで並第54条の6 第54条の12 第71条の3 第71条の6

びに附則並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第3号。以下「平成30年改正省令」という。）

附則第3条に定めるとおりとする。

（法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者等）

**第3項**

第4条 法第21条の5の15第2項第1号（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人である者とする。ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請又は指定の更新の申請については、この限りでない。

（共生型障害児通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第4条の2 法第21条の5の17第1項第1号の条例で定める基準及び同項第2号の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準は、指定通所支援基準第54条の2から第54条の5まで及び第71条の2に定めるとおりとする。

（指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準）

第5条 法第21条の5の18第1項の条例で定める基準及び同条第2項の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準は、指定通所支援基準（第54条の2から第54条の8まで第54条の12

及び第71条の2から第71条の4までを除く。）及び平成30年改正省令附則第2条に定めるところによる。